

国不建推第103号
国不国第96号
令和8年2月9日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局

建設業課長

国際市場課長

「特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

我が国の建設業においては、人口減少・少子高齢化による入職者の減少により、今後、担い手不足が生じるおそれがあることから、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお生じる人手不足について、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」に基づき、特定技能外国人の受入れを行っており、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを図る観点から、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任について明確化した「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」を策定し、運用しているところです。

昨今、特定技能外国人を含め、建設業において外国人材が増加していることを踏まえ、改めて、建設現場での適正な施工をはじめ、元請企業による下請指導等を通じた事業の適正化を図ることにより、外国人材の受入れの一層の適正化及び円滑化や外国人との秩序ある共生を推進することが重要なものとなっております。

これらを踏まえ、元請企業には、請け負った建設工事において、下請企業に対し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等に加えて、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等についても、指導・助言その他の援助を行うことが、その役割と責任として期待される旨の改正を行いました。

また、こうした元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人以外の外国人材を受け入れる場合も該当するものであることから、請け負った工事において外国人材を活用する場合は、下請企業に対して、上記の指導・助言その他の援助を行うよう努めることが必要である旨を追記する等の改正を行いましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただけますよう、お願ひいたします。

特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設業においては、他産業を上回る高齢化が進んでおり、近い将来、高齢技能者の大量離職による担い手の減少が見込まれることから、将来の建設業を支える入職者の確保が喫緊の課題となっている。このため、官民をあげて、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と待遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築など、技能者の待遇改善につながる取組を推進するとともに、建設現場での生産性向上に取り組んでいるところである。しかしながら、建設業においては、こうした取組を行ってもなお、国内の人材だけでは担い手の不足が生じることが見込まれており、外国人材の受け入れ及びその適正化及び円滑化を図るために環境整備が必要となっている。

こうした状況を背景に、建設分野では、外国人技能実習生の受け入れに加えて、令和元（平成31）年度より、特定技能制度において一定の専門性・技能を有する特定技能外国人の受け入れが開始されたところである。

特定技能制度では、一号特定技能外国人の受け入れ前に、国土交通省において、雇用条件や従事させる業務、安全衛生教育の実施等を記載した計画を審査、認定するとともに、認定された計画どおりに適正な就労が行われていることを継続的に確認し、必要に応じて助言指導、監査等することで、一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な待遇確保を図ることとしている。

また、建設業界自らの取組としても、一号特定技能外国人の受け入れに関わる元請業者団体及び専門工事業団体等により設立され、特定技能外国人受入事業実施法人として登録を受けた（一社）建設技能人材機構において、労働関係法令の遵守、建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、正当な理由なく一号特定技能外国人を工事現場から排除することの禁止及び適正就労監理機関である（一財）国際建設技能振興機構を通じて受入企業に対する巡回訪問・指導・助言を行うこと等を含む行動規範を定め、この適正な運用に努めることとしたところである。

他方、建設業の特徴として、一号特定技能外国人は様々な現場で働くことになることから、国土交通省及び（一社）建設技能人材機構による適正な受け入れの取組を補完する観点から、現場管理に責任を有する元請企業においても、一号特定技能外国人の管理に関し一定の関与も期待されるところであり、元請企業による下請指導の実効性を確保するために、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成31年国土交通省告示第357号）において、一号特定技能外国人を労働者として受け入れ建設工事に従事させる建設企業が下請負人である場合には、直接当該工事を請け負った元請企業の指導等に従わなければならない旨が定められている。

＜参考条文＞

- 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成31年国土交通省告示第357号）
第三条第三項第六号 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合は、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

本ガイドラインは、こうした趣旨を踏まえ、建設分野特定技能外国人制度について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、本制度の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として策定したものである。

なお、建設分野特定技能外国人制度のほか、外国人技能実習生制度いずれにおいても、外国人材の適正な受入れを図る観点から、受入企業及び外国人材双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならないこととしたところである。今後、本ガイドラインにおいて定められた現場入場届出書等の書類に記載すべき事項や元請企業において確認すべき事項を明確にし、同システムに反映することにより、書類の削減・ペーパーレス化を図っていく予定であるが、必要なシステム改修が行われるまでの間については、当面の措置として、元請企業は、本ガイドラインに基づき、下請指導及び現場管理を行っていくものとする。

第2 元請企業の役割と責任

（1）総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

建設業法（昭和24年法律第100号）では、第24条の7において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。

また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正化を進めることは、外国人材の受入れの適正化及び円滑化、外国人との秩序ある共生社会の推進にも資すると期待されることから、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ

指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

(2) 施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 4 の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状況を確認することが可能である（別紙 1）。

また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号特定技能外国人現場入場届出書（別紙 2）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙 2 による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙 2 の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。

①業務区分の内容

一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。

②従事させる期間

一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「在留カードにおける「在留期間」の範囲内であるかどうか。

一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。

また、別紙 2 による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙 2 により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。

受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。

なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があるが、別紙 3 の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。

（3）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第 14 条の 2 から第 14 条の 7 までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成 7 年 6 月 20 日建設省経建発第 147 号）参照）。

建設工事の施工に係る受入企業の一号特定技能外国人の受入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、必要な報告徵求及び指導を行うことが望ましい。

（4）一号特定技能外国人の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入企業が雇用する一号特定技能外国人について、

（1）から（3）に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入場を不当に妨げてはならない。

第 3 受入企業の役割と責任

一号特定技能外国人の受け入れの円滑な実施・運営にあたっては、一号特定技能外国人を雇用する受入企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。具体的には、規則第 14 条の 4 の規定に基づく再下請通知書については、別紙 1 の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めるとともに、一号特定技能外国人を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙 2 の作成例を参考（既存の様式等別紙 2 以外の様式を用いる場合であっても別紙 2 に記載の項目を満たすこと）として、建設特定技能受入計画の内容に基づいて現場ごとに一号特定技能外国人建設現場入場届出書を作成し、元請企業に提出するほか、別紙 2 の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

第 4 外国人材を受け入れる下請企業に対する指導等について

本ガイドラインは、建設分野特定技能外国人制度を対象としているが、第 2（1）に記載した元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人以外の外国人材を受け入れる場合にも該当するものである。また、元請企業における下請指導など事業の適正化に向けた取組については、外国人材の受け入れの適正化及び円滑化や外国人との秩序ある共生社会の推進にも資することが期待される。

このため、元請企業は、解体工事をはじめとして、その請け負った建設工事において外国人材を活用する場合は、下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇

用・労働条件の改善、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等について、指導・助言その他の援助を行うよう努めることが必要である。

第5 施行期日等

本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。

改正履歴 令和元年12月23日 施行
令和5年 8月31日 施行
令和8年 2月 9日 施行

別紙1 再下請負通知書の作成例

令和 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・事業者 ID _____

会 社 名・事業者 ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹⁾	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	

現場代理人名			
権限及び 意見申出方法			
主任技術者名	専 任 非専任		
資格内容			
一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称及び工事内容			
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

別紙2 一号特定技能外国人現場入場届出書の作成例

一号特定技能外国人建設現場入場届出書

工事事務所長 殿

令和 年 月 日

(一次下請企業の名称)

(責任者の職・氏名)

(受入企業の名称)

(責任者の職・氏名)

一号特定技能外国人の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	一号特定技能外国人 1	一号特定技能外国人 2	一号特定技能外国人 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
業務区分			
現場入場の期間			
在留期間満了日			
CCUS登録情報が最新であることの確認	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日 :)	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日 :)	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日 :)

3 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項

業務区分			
従事させる期間(計画期間)			
責任者(連絡窓口)	役職	氏名	連絡先

※業務区分・従事させる期間については、建設特定技能受入計画の記載内容を正確に転記すること

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 建設特定技能受入計画認定証(複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- 2 パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード
- 4 受入企業と一号特定技能外国人との間の雇用条件書
- 5 建設キャリアアップシステムカード

別紙3 施工体制台帳の作成例

令和 年 月 日

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____
 [事業所名・現場ID] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者名及び 住 所			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

契約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

現場代理人名		意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事 内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

[下請負人に関する事項]

会社名・ 事業者ID				代表者名			
住所							
工事名及び 工事内容							
工期	自 至	令和 令和	年 年	月 月	日 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名				安全衛生責任者名				
権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名				
主任技術者名	専任 非専任				雇用管理責任者名			
資格内容				専門技術者名				
				資格内容				
				担当工事内容				

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン改正 新旧対照表

(朱色傍線部分は変更部分)

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
〔別添〕 特定技能制度 <u>等</u> に関する下請指導ガイドライン	〔別添〕 特定技能制度に関する下請指導ガイドライン	
第1 趣旨 (略)	第1 趣旨 (略)	
第2 元請企業の役割と責任 (1) 総論 元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。 このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、 <u>公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等</u> について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。 建設業法（昭和24年法律第100号）では、第24条の <u>7</u> において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。 また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正	第2 元請企業の役割と責任 (1) 総論 元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。 このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。	
	建設業法（昭和24年法律第100号）では、第24条の <u>6</u> において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。 また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正	

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
<p>化を進めることは、外国人材の受入れの適正化及び円滑化、外国人との秩序ある共生社会の推進にも資すると期待されることから、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。</p> <p>本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。</p> <p>元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な待遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>化を進めることが必要であり、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。</p> <p>本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。</p> <p>元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な待遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。</p>	
<p>(2) 施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等</p> <p>施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状況を確認することが可能である（別紙1）。</p> <p>また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号</p>	<p>(2) 施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等</p> <p>施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状況を確認することが可能である（別紙1）。</p> <p>また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号</p>	

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
<p>特定技能外国人現場入場届出書（別紙2）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙2による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙2の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。</p> <p>①業務区分の内容 一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。</p> <p>②従事させる期間 一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「在留カードにおける「在留期間」の範囲内であるかどうか。</p> <p>一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。</p> <p>また、別紙2による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙2により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。</p> <p>受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないよう</p>	<p>特定技能外国人現場入場届出書（別紙2）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙2による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙2の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。</p> <p>①業務区分の内容 一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。</p> <p>②従事させる期間 一号特定技能外国人現場入場届出書「2. 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「在留カードにおける「在留期間」の範囲内であるかどうか。</p> <p>一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。</p> <p>また、別紙2による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙2により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。</p> <p>受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないよう</p>	

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
<p>な場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。</p> <p>なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。</p> <p>また、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の<u>8</u>第1項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があるが、別紙3の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第24条の<u>7</u>第1項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>な場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。</p> <p>なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。</p> <p>また、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の<u>7</u>第1項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があるが、別紙3の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第24条の<u>6</u>第1項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	
第3 受入企業の役割と責任 (略)	第3 受入企業の役割と責任 (略)	
<p><u>第4 外国人材を受け入れる下請企業に対する指導等について</u></p> <p><u>本ガイドラインは、建設分野特定技能外国人制度を対象としているが、第2（1）に記載した元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人以外の外国人材を受け入れる場合にも該当するものである。</u></p> <p><u>また、元請企業における下請指導など事業の適正化に向けた取組については、外国人材の受け入れの適正化及び円滑化や外国人との秩序ある共生社会の推進にも資することが期待される。</u></p> <p><u>このため、元請企業は、解体工事をはじめとして、その請け負った建</u></p>	<p><u>第4 施行期日等</u></p> <p>本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>改正履歴 令和元年12月23日 施行 令和5年 8月31日 施行</p>	

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
<p>建設工事において外国人材を活用する場合は、下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等について、指導・助言その他の援助を行うよう努めることが必要である。</p> <p>第5 施行期日等</p> <p>本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>改正履歴 令和元年12月23日 施行 令和5年 8月31日 施行 <u>令和8年 2月 9日 施行</u></p>		

改正				現行（最終改正：令和5年8月31日）				備考																																																																									
<p>別紙1 再下請負通知書の作成例</p> <p style="text-align: center;">再下請負通知書</p> <p>直近上位 注文者名 _____</p> <p>元請名称・事業者ID _____</p> <p>【報告下請負業者】 住 所 _____ 会 社 名・事業者ID _____ 代表者名 _____</p> <p>《自社に関する事項》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</td> <td>注文者との 契 約 日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建設業の 許 可</td> <td>施工に必要な許 可業種</td> <td>許 可 番 号</td> <td>許可(更新)年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第 号</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第 号</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保険加入の 有無¹</td> <td>健康保険 加入 未加入 適用除外</td> <td>厚生年金保険 未加入</td> <td>雇用保険 加入 未加入 適用除外</td> </tr> </table>				工事名称及び 工事内容				工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許 可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日		保険加入の 有無 ¹	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 未加入	雇用保険 加入 未加入 適用除外	<p>別紙1 再下請負通知書の作成例</p> <p style="text-align: center;">再下請負通知書</p> <p>直近上位 注文者名 _____</p> <p>元請名称 _____</p> <p>【報告下請負業者】 住 所 _____ 会 社 名 _____ 代表者名 _____</p> <p>《自社に関する事項》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名称及び 工事 内 容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</td> <td>注文者との 契 約 日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建設業の 許 可</td> <td>施工に必要な許 可業種</td> <td>許 可 番 号</td> <td>許可(更新)年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第 号</td> <td>平成 ・ 年 月 日 令和</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第 号</td> <td>平成 ・ 年 月 日 令和</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保険加入の 有無¹</td> <td>健康保険 加入 未加入 適用除外</td> <td>厚生年金保険 未加入</td> <td>雇用保険 加入 未加入 適用除外</td> </tr> </table>				工事名称及び 工事 内 容				工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許 可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和		保険加入の 有無 ¹	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 未加入	雇用保険 加入 未加入 適用除外	<table border="1"> <tr> <td>現場代理人名</td> <td>専門技術者名</td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td>資格内容</td> </tr> <tr> <td>主任技術者名</td> <td>担当工事内容</td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一号特定技能外国人の従事 の状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>現場代理人名</td> <td>専門技術者名</td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td>資格内容</td> </tr> <tr> <td>主任技術者名</td> <td>担当工事内容</td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一号特定技能外国人の従事 の状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table>				現場代理人名	専門技術者名	権限及び 意見申出方法	資格内容	主任技術者名	担当工事内容	資格内容		一号特定技能外国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無	現場代理人名	専門技術者名	権限及び 意見申出方法	資格内容	主任技術者名	担当工事内容	資格内容		一号特定技能外国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
工事名称及び 工事内容																																																																																	
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日																																																																														
建設業の 許 可	施工に必要な許 可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日																																																																														
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日																																																																														
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日																																																																														
	保険加入の 有無 ¹	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 未加入	雇用保険 加入 未加入 適用除外																																																																													
工事名称及び 工事 内 容																																																																																	
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契 約 日	令和 年 月 日																																																																														
建設業の 許 可	施工に必要な許 可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日																																																																														
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和																																																																														
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和																																																																														
	保険加入の 有無 ¹	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 未加入	雇用保険 加入 未加入 適用除外																																																																													
現場代理人名	専門技術者名																																																																																
権限及び 意見申出方法	資格内容																																																																																
主任技術者名	担当工事内容																																																																																
資格内容																																																																																	
一号特定技能外国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無																																																																														
現場代理人名	専門技術者名																																																																																
権限及び 意見申出方法	資格内容																																																																																
主任技術者名	担当工事内容																																																																																
資格内容																																																																																	
一号特定技能外国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無																																																																														

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。	各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。	

改正					現行（最終改正：令和5年8月31日）					備考			
《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。					《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。								
会社名・事業者ID		代表者名				会社名		代表者名					
住所 電話番号						住所 電話番号							
工事名称及び工事内容						工事名称及び工事内容							
工期	自 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日	自 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日	自 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日				
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日				
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日				
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日				
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外			
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険 厚生年金保険 雇用保険		事業所整理記号等	健康保険 厚生年金保険 雇用保険		事業所整理記号等	健康保険 厚生年金保険 雇用保険				
現場代理人名				安全衛生責任者名				現場代理人名					
	権限及び意見申出方法					安全衛生推進者名				権限及び意見申出方法			
	主任技術者名		専任 非専任			雇用管理責任者名				主任技術者名	専任 非専任		
	資格内容					専門技術者名				資格内容			
						資格内容							
						担当工事内容							
一号特定技能外国人の従事の状況（有無）		有 無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）		有 無	一号特定技能外国人の従事の状況（有無）		有 無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）		有 無		
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。													
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。													

改正

別紙2 (略)

別紙3 施工体制台帳の作成例

令和 年 月 日

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____
 [事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

契 約	区 分	名 称	住 所
	元請契約		

監理技術者名 主任技術者名		意見申出方法	
専 任	非 専 任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事 内容		担当工事内容	

現行(最終改正:令和5年8月31日)

備考

別紙2 (略)

別紙3 施工体制台帳の作成例

令和 年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____
 [事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 令和 年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

契 約	区 分	名 称	住 所
	元請契約		

現場代理人名		意見申出方法	
監理技術者名	○ 一郎	資格内容	一級土木施工管理技士
専門技術者名	契約書記載のとおり	専門技術者名	
資格内容	専 任 非 專 任 ○○ 三郎	資格内容	
担当工事 内容	一級土木施工管理技士	担当工事内容	

改正				現行（最終改正：令和5年8月31日）				備考
一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有 無	一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有 無	
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。							各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。	

改正

[下請負人に関する事項]

会社名・ 事業者ID			代表者名		
住所					
工事名及び 工事内容					
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者名	専任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

現行(最終改正:令和5年8月31日)

[一次下請負人に関する事項]

会社名			代表者名		
住所					
工事名及び 工事内容					
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 ・ 年 月 日 令和

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者名	専任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

お問い合わせはこちらへ

1 | 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



- 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



2 | 技能実習制度に関するお問い合わせ

- 外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

<https://www.ottit.go.jp/contact/>



※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解説が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

3 | 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

- 外国人在留支援センター(FRESC／フレスク)

TEL 0570-011000

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



- ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

TEL 053-458-1510



<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



参考資料

生活・就労ガイドブック

～日本で生活する外国人の皆さんへ～

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の方在留在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

外国人を雇用する事業主の皆様へ

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。



外国人の適正な雇用にご協力ください

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3

外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

(例)・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります !!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長罪）

→3年以下の懲役・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→退去強制の対象

- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
→30万円以下の罰金

在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合
→就労内容に制限はありません。



ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(教育・技術・人文知識・国際業務・技能に該当する活動・週28時間以内)」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(資格外活動許可書を確認してください。)

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読み取アリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を見発した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないよう注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。



異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑惑がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人（被監理者）を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら▶ https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html



オリエンテーション等の促進のための取組

概要

- 外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
- 「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック



目次

- | | |
|-----------|--------------|
| ・入国、在留手続 | ・年金、福祉 |
| ・市区町村での手続 | ・税金 |
| ・雇用、労働 | ・交通 |
| ・出産、子育て | ・緊急、災害 |
| ・教育 | ・住居 |
| ・医療 | ・日常生活に関するルール |

やさしい日本語を含む**20言語**で公開中。

生活・就労ガイドブック
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



生活オリエンテーション動画



15パートのショートムービー

- | | | |
|---------------|--------------|------------|
| ・はじめに | ・緊急、災害 | ・雇用、労働 |
| ・交通ルール | ・入管の手続と住所の手続 | ・相談窓口の案内 |
| ・生活ルール（暮らし編） | ・健康保険制度 | ・初步的な日本語学習 |
| ・生活ルール（公共施設編） | ・年金制度 | ・終わりに |
| ・医療機関 | ・税金 | ・概要編 |

[YouTube 法務省チャンネル](#)において**17言語**で公開中。

生活オリエンテーション動画 : https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html



外国人生活支援ポータルサイト



各省庁の情報を集約(リンクを掲載)

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳(109言語)

外国人生活支援ポータルサイト : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



外国人を対象とした地域共生の取組

教育支援

- ・空白地在住外国人向け日本語教室
((公財) 高知県国際交流協会(高知県))
- ・外国人児童生徒に対する日本語指導サポート
(北海道北広島市)
- ・外国にルーツを持つ就学前の子供を対象とした学習支援
(兵庫県神戸市)
- ・日本語スピーチコンテスト
((一財) 戸田みらい基金(東京都))
- ・日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動
(杉戸町国際交流協会(埼玉県))
- ・市内バスの乗り方教室
(北海道紋別市)

取組分類

生活支援

- ・外国人向け生活設計支援ガイドブック
(愛知県)
- ・県内医療機関における多言語遠隔医療通訳サービス
(公益財団法人 静岡県国際交流協会)
- ・外国人児童・保護者のための学校向けオンライン通訳支援
((公財) 京都府国際センター(京都府))
- ・転入者を対象とした生活オリエンテーションの実施
(神奈川県川崎市)
- ・日本人バディによる外国人住民のサポート
((公社) トレイディングケア(愛知県))
- ・防災講義・防災プログラム
(愛媛県松山市)
- ・防災マップの多言語版の作成
(大阪府箕面市)
- ・外国人のための住宅支援事業
((公財)京都市国際交流協会 / (公財)日本賃貸住宅管理協会京都府支部)

地域社会との協働

- ・消防団や地域防災活動への参加
((株)朝日工業(兵庫県))
- ・地域の祭りやイベントの参加
((株)兼藤(東京))
- ・地域活動のリーダー認定
(福井県)
- ・地域の交流促進拠点の整備と多文化交流
((株)菅原工業(宮城県))

※ 「総務省 多文化共生事例集」「自治体国際化協会 多文化共生事業事例集」「外国人材とつくる建設未来賞」等から参考となる事例を収集（必ずしも建設分野の取組に限らない）

【事例】教育支援

空白地在住外国人向け日本語教室

(公財) 高知県国際交流協会

- 近隣に日本語教室がない等、いわゆる空白地域在住の外国人を対象にオンライン日本語教室を開催。
- 実施日時は参加者のライフスタイルに合わせて昼と夜でそれぞれ設定。



▲オンライン日本語教室

出典：一般財団法人 自治体国際化協会 多文化共生事業事例集（令和4年度事業）

外国人児童生徒に対する日本語指導サポート

北海道北広島市

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒が在籍する市内小中学校5校に対し日本語指導ボランティアを派遣。
- 週1回程度、小中学校の授業サポートを主とした日本語指導を実施。



▲日本語指導

出典：一般財団法人 自治体国際化協会 多文化共生事業事例集（令和5年度事業）

日本語スピーチコンテスト

(一財) 戸田みらい基金

- 外国人のための日本語スピーチコンテストを開催。
- あわせて、N1～N4の日本語レベルを目指す外国人に対し、オンラインでの無料日本語講座を提供。



▲日本語スピーチコンテスト

出典：2024年度 外国人材とつくる建設未来賞

日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動

杉戸町国際交流協会（埼玉県）

- 町内の公民館において、毎週水曜日に無料日本語教室を開講（町外近隣地域の外国人の受講も受入）。
- あわせて、折り紙教室や浴衣を着るイベントなど、日本文化を体験できる機会も提供。



▲イベントの様子

出典：総務省 多文化共生事例集(令和3年度版)

【事例】生活支援

外国人向け生活設計支援ガイドブック

愛知県

- 外国人向けの生活設計支援冊子を7言語で作成し、ライフステージに応じて必要な手続や費用、利用可能な公的支援制度等を紹介。
- 当該ガイドブックを活用した丁寧な情報提供や支援のため、支援者を対象とした「ライフプラン研修会」を開催。



▲研修会の様子

出典：総務省 多文化共生事例集(令和3年度版)、
あいち多文化共生推進プラン2022

県内医療機関における多言語遠隔医療通訳サービス

(公財) 静岡県国際交流協会

- 県内モデル病院において、遠隔ビデオを通じた医療通訳提供を実施。
- 医療通訳者確保のため、養成講座の開催やビデオ通訳対応可能な医療通訳者の登録を実施。



▲オンライン医療通訳研修

出典：一般財団法人 自治体国際化協会
多文化共生事業事例集(令和4年度事業)

日本人バディによる外国人住民のサポート

(公社) トレイディングケア (愛知県)

- 日本人住民が外国人住人のバディとなり、日常の交流を通じ、日本の生活や文化を学びながら円滑に生活できるようサポート。
- 外国人住民は日本語や日本での生活能力を身に付けつつ、日本人住民も外国の文化を学ぶなど、互いに教えあう関係を構築。



▲外国人住民とバディの交流の様子

出典：総務省 多文化共生事例集(令和3年度版)

防災講義・防災プログラム

愛媛県松山市

- 外国人向け日本語教室において、防災マップ等を用いた防災に関する講義を実施。
- あわせて、日本人と外国人の相互理解を目的として、在住外国人、地域防災組織、行政、交流団体や学識者等多様な参加者による防災プログラムを実施。



▲講義の様子

出典：一般財団法人 自治体国際化協会
多文化共生事業事例集(令和4年度事業)

【事例】地域社会との協働

消防団や地域防災活動への参加

(株)朝日工業

- 特定技能外国人及び技能実習生（ベトナム人）が消防団に参加。
- 防災研修等の教育訓練への参加のほか、地域の防災訓練時に一般参加者やベトナム人にAEDの使い方や避難誘導の指導を行っている。



▲消防出初め式

出典：一般財団法人 自治体国際化協会 HP
近畿経済産業局 HP

地域活動のリーダー認定

福井県

- 日本人県民とのコミュニケーションの橋渡しや災害時の自助・共助等の担い手として活躍する「ふくい外国人コミュニティリーダー」を認定。
- リーダーが他の外国人にも声をかけ、雪かきボランティア等に参加。



▲地域の小学校の除雪への協力

出典：福井県HP

地域の祭りやイベントの参加

(株)兼藤

- 特定技能外国人等の外国人従業員が地域のボランティア活動や清掃活動に参加。
- 祭り等地域行事にも参加し、地域住民との交流を図っている。



▲地元神社の例大祭への参加

出典：2023年度 外国人材とつくる建設未来賞
兼藤 HP

地域の交流促進拠点の整備と多文化交流

(株)菅原工業（宮城県）

- 自社の特定技能外国人・技能実習生や地域のインドネシア人等の交流の場として、イスラムのための礼拝スペースを併設したインドネシア料理店を開店。
- 日本とインドネシアの食文化を学び合うワークショップなど、多文化共生に関する取組も実施。



▲インドネシア料理店の外観

出典：総務省 多文化共生事例集(令和3年度版)